

□■養成所ニュースプラス第 38 号 2024□■

前々号でもお伝えしましたが、有料の「国家試験直前対策講座」のご案内を 12 月 5 日にお送りしました。内容は 3 時間の講義動画とオリジナル教材「要点総チェック」、穴埋め問題で構成され、これからの総復習時期の教材として利用できるようにしています。ぜひご活用ください。

Plus Quiz は、「保健医療サービス」（現、保健医療と福祉）から「公的医療保険の給付内容」を取りあげます。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

■Plus Quiz・・・・・・・・

【第 31 回問題 70】日本の公的医療保険の給付内容に関する次の記述のうち、最も適切なものを 1 つ選びなさい。

1. 療養の給付に係る一部負担金割合は、被保険者が 75 歳以上で、かつ、現役並み所得の場合には 2 割となる。
2. 高額療養費の自己負担限度額は、患者の年齢や所得にかかわらず、一律に同額である。
3. 食事療養に要した費用については、入院時食事療養費が給付される。
4. 出産育児一時金は、被保険者の出産費用の 7 割が給付される。
5. 傷病手当金は、被保険者が業務上のケガで労務不能となった場合に給付される。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・・・・

- ・(35 期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・(36 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第 37 回国家試験は、令和 7 年 2 月 2 日（日）です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1414078&c=3246&d=99c7>

※試験時間、試験科目（午前・午後の内訳）が公開されました。

- ・令和 6 年 12 月 6 日に、第 37 回社会福祉士国家試験の受験票が東京都内の郵便局から投函（郵送）されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1414079&c=3246&d=99c7>

- ・第 37 回国家試験から適用する社会福祉士国家試験合格基準並びに総試験時間数が公表されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1414080&c=3246&d=99c7>

- ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1414081&c=3246&d=99c7>

※申し込み受付期間は終了しています。

・本養成所では、受験対策講座の一環として「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」を web にて公開しています。

アクセスするための URL やパスワード等のお知らせはすでに郵送しておりますので、ぜひ受講してください。

また、12 月 5 日（木）に国家試験直前対策講座（有料）のご案内を発送しました。是非ご活用ください。

受験対策ページへアクセスはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1414082&c=3246&d=99c7>

※11 月 29 日に 2 本目の「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」動画を公開しました。3 本目の公開まで今しば

らくお待ちください。

■Plus Info

その他の情報をお届けします

- ・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1414083&c=3246&d=99c7>

- ・本養成所では、皆さんの後輩にあたる第 37 期生の出願を受け付けております。

現在、2 期募集を受付中です。皆さんの周りで社会福祉士取得を目指している方、関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非とも本養成所をご紹介しますようお願いいたします。

出願手続き等についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1414084&c=3246&d=99c7>

資料請求についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1414085&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1414086&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

年末まで休載します。

【Plus Quiz 正答と解説】

医療給付を受けた経験のある方は、解きやすい問題だったかもしれません。医療保険の給付には、法定給付と付加給付があります。法定給付には医療給付と現金給付があり、更に、医療給付に現物給付である療養の給付と療養費があります。テキスト第 4 章 108 ページ「表 4 - 9」でも確認できます。

この科目では、「医療保険制度の概要」「保険医療対策の概要」「医療施設の概要」が頻出で、医療ソーシャルワーカーの支援の実際や、地域での多職種連携が問われる事例問題も毎年 1 ～ 2 問出題されています。中央法規の模擬問題集やソ教連の模擬試験では、中項目「医療施設から在宅医療へ」から社会的入院が、「保健医療における福祉的課題」からは、依存症や自殺・自殺対策が、保健医療の「倫理的課題」からは、不妊治療や臓器提供、安楽死、終末期医療が取り上げられていました。いずれも、新出題基準で追加された項目です。テキストでは、第 2 章第 1 節や第 3 章が対応しています。

1. × 75 歳以上の療養の給付に係る一部負担金割合は 1 割ですが、2022（令和 4）年から一定所得以上の者は 2 割の負担となりました。現役並み所得者は従来どおり 3 割です。
2. × 高額医療費の自己負担額は、患者の年齢や所得により上限額が異なります。自己負担限度額は、70 歳未満と 70 歳以上で分けられ、それぞれ所得区分でも分けられています。
3. ○ 食事療養に要した費用は、法定給付の医療給付に分けられる「入院時食事療養費」が給付されます。これは療養費となっていますが、保険者が被保険者に代わり医療機関に費用を直接支払い、被保険者は標準負担額だけを支払います。
4. × 出産育児一時金は、出産での経済的負担を軽減するために「一定の金額」が支給されます。支給額は、2023（令和 5）年 4 月から 42 万円から 50 万円に引き上げられました。法定給付の現金給付（慶弔一時的な給付）にあたります。
5. × 選択肢は労災保険の説明です。傷病手当金は、業務外の事由による病気やけがのための休業に限定されています。法定給付の現金給付（休業給付）に区分されます。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus